

令和6年1月22日

肥料価格高騰対策事業参加農業者の皆さまへ

鈴鹿農業協同組合

肥料価格高騰対策事業の支援金にかかる税務上の取扱いについて

日頃は当JAが行う各事業に対し、格別なるご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

申請いただきました、標記の支援金にかかる所得税、消費税上の取扱いについて、ご連絡いたしますので、確定申告を行う際の参考としていただきますようお願いいたします。

<所得税の取扱い>

通常の補助金と同様、農業所得の雑収入となります。

<消費税の取扱い>

支援金の性質上、対価性のある取引にあたらないため不課税となります。

【参考：農林水産省 肥料価格高騰対策事業 Q&A 問6—7抜粋】

問6—7 取組実施者に交付され、その後受益農業者に配分された補助金は、税制上どのように扱えばよいか。

(答)

通常の補助金と同様、農業所得の雑収入として取り扱うこととなると考えています。

以上